

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成28年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成28年6月15日

9時28分 開 議

於 議 場

日程第1	那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会中間報告……………	157
日程第2	議案第47号 平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算(第1号)……………	166
日程第3	議案第46号 株式会社地域経済活性化支援機構に対する債権の減額譲渡 について……………	173
日程第4	議案第70号 財産の取得について……………	174
日程第5	議案第71号 太田川配水施設(機械・電気設備)工事請負契約について……………	176
日程第6	議案第50号 町道の路線認定について(建設常任委員会審査報告)……………	176
日程第7	議案第51号 町道の路線認定について(建設常任委員会審査報告)……………	177
日程第8	議案第52号 町道の路線認定について(建設常任委員会審査報告)……………	177
日程第9	議案第53号 町道の路線変更について(建設常任委員会審査報告)……………	177
日程第10	選 第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙……………	179
日程第11	常任委員会報告……………	179
日程第12	委員会所管事務調査継続調査要求……………	184
日程第13	閉会中の継続調査要求……………	184
日程第14	議員派遣について……………	185

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒尾典男	2番 左近誠
3番 下崎弘通	4番 中岩和子
5番 石橋徹央	6番 金嶋弘幸
7番 曾根和仁	8番 引地稔治
9番 亀井二三男	10番 津本・光
11番 森本曦夫	12番 東信介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長 寺本眞一	副町長 植地篤延
教育長 森 崇	消防長 峯幸生
参事 (総務課長) 城本和男	教育次長 下康之
会計管理者 田代雅伸	病院事務長 喜田直
税務課長 久葛章功	住民課長 矢熊義人
福祉課長 塩崎圭祐	観光産業課長 在仲靖二
建設課長 橋本典幸	水道課長 関正行
総務課主幹 土井和樹	

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之

事務局主査 青木徳之

事務局主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

9時28分 開議

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会中間報告

○議長（中岩和子君） 日程第1、那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会中間報告を議題といたします。

6月8日の本会議において、那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会に中間報告を求める動議が提出され、可決されました。つきましては、那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長の間接報告を求めます。

7番曾根君。

○那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長（曾根和仁君） ただいまより町内漁業協同組合に関する特別委員会の中間報告をさせていただきます。

最初に、平成27年7月9日、委員会開催。出席者、議長及び委員8名全員。改選後初めての委員会ですので、当局の出席はなしです。議題は委員長の互選及び副委員長の互選が行われ、私曾根が委員長、金嶋議員が副委員長に決定しております。

平成27年9月14日開催。出席者、議長及び委員8名、町からは、当局からは観光産業課長以下4名。この日が実質的な最初の調査となりました。初めて委員会に加わる新人議員が多いことから、本町が勝浦漁協に債務保証するに至った経緯と町及び県の債務保証額、これまでの那智勝浦漁協の再建計画の流れを当局より解説してもらいました。

審議に入りまして、平成27年8月28日に行われた勝浦漁協再建協議会——この再建協議会のメンバーは漁協、そして債権者、債権者は和歌山県、町、その他金融機関で構成されております——の作業部会での協議内容の報告があり、市場事業をどう継承していくかについて、市場開設者は町とする、卸売業者は県漁連、事業に関しては独立採算型会計とするという提案があり、委員皆が合意ということだったとの報告がありました。審議に入り、委員からの意見としては、町が市場開設のためにお金を出すのに、県漁連がよいところだけをとっていきうようなことにならないかという作業部会の案に批判的な意見が出されました。それに対して当局からは、以前は町営でやるという話でやっていたが、それでは全然話が進まなかったこと、漁協に一番資金を融資している農林中金の意向や、和歌山県もそうした方向性を支持したことで今回の提案になったという説明がありました。

平成27年10月13日、委員会開催。出席、議長、委員全員、当局からは課長以下4名。これは委員からの要請があり開催をしております。要請の理由については、9月、つまり前回は

た特別委員会での当局からの報告に対し、平成27年3月に行われた勝浦漁協再建協議会作業部会では、市場運営の仕組みについては町の判断に委ねるといったことだったが、8月の作業部会では、町と県漁連が連携して運営ということで、事実上県漁連が市場を運営するという内容に変わってきた。そのことについて、果たしてそれでよいのか。再度、特別委員会で委員の意見を求めたいということでした。

まず、当局より、9月の特別委員会で報告された提案について、さらに詳細な報告を受けました。その内容は、公設民営方式ということで、開設者が那智勝浦町、卸売業者が県漁連。市場事業に関しては、県漁連が事業や組織について勝手に進めていくのではないかと懸念を持たれないよう、県漁連内に外部有識者等含む市場運営管理委員会——これは仮称ですけど——を設置すること。委員会の構成員は、町の職員、県漁連理事、地元漁協役員とし、さらに外部有識者も含むこと。市場事業は独立採算型会計とし、経営の透明化を図り、事業収益は、初期投資費用の支払いを除き、市場事業の推進に優先的に充てるとのこと。市場の取得費用は開設者の町と卸売業者である県漁連とが負担し、その割合は今後協議すること等の説明がなされました。

その後、審議に入り、作業部会の協議内容が取扱注意に当たることもありまして、休憩をとって、約1時間にわたる当局を交えての慎重審議が行われました。委員からの意見としては、この案では、町の利益や意向が守れるかどうか心配であるというような批判的な意見が多く出され、当局からは、そうしたことのないよう、作業部会で再三要望して今回の結果になったという返答がありました。

以上の審議内容をまとめまして、委員長から当局に対し、いろいろ審議した中で、従来の特別委員会の方針も踏まえ、町の利益を守るためには市場を町が運営すべきという意見が多かったということを町長と作業部会に特別委員会の意見ということで伝えてほしいと要望いたしました。

平成27年12月11日、委員会開催。出席、議長と委員8名全員、町当局からは課長以下4名。当局より、10月20日に行われた勝浦漁協再建協議会作業部会の協議内容の報告があり、市場は公設民営方式とし、開設者は那智勝浦町、卸売業者は県漁連、新冷蔵庫の建設は町で整備するというので、前回とほぼ同じ内容を全体で確認したこと。新たな内容としては、株式会社地域経済活性化支援機構——これはREVICという略称——に再生計画を依頼してよいかを次回の再建協議会の親会までに諮ってほしいという報告が出されたということ。そして、11月27日に再建協議会の親会が開催され、これまでの状況報告、勝浦漁業協同組合再建協議会設置要綱の一部改正、勝浦漁業協同組合の資産査定等について審議し、いずれの議案も承認され、勝浦漁協が資産査定を地域経済活性化支援機構に依頼するというようになったとの報告を受けました。

審議に入り、委員から、前回の特別委員会——つまり9月——でまとめたことを、議会の姿勢はこうですよと再度町長に伝え、作業部会、協議会の場で貫いてほしいという意見が出され、委員長としても当局に再度要望いたしました。

平成28年3月16日、委員会開催。出席、議長と委員8名、町当局からは課長以下4名。当局より、12月議会後の勝浦漁協再建の動きについて報告があり、地域経済活性化支援機構による漁協資産の査定と支援計画の策定が進められており、今後のスケジュールとして、その計画に基づいて、6月議会——今議会——で損失補償関係の予算を上程、9月議会では市場不動産等の取得費用の予算を上程、10月から新しい新漁協という形でスタートするという予定であると説明されました。

また、3月11日に開催された作業部会の報告として、勝浦漁協から支援の継続要望があり、今の財務改善計画が3月末までとなっているのを4月以降、9月末までの間の6カ月間の支援の延長を全会一致で承認したという説明がありました。

委員からの意見としては、当局に対し、損失補償の金額、市場不動産の買い取り金額及び県漁連から市場使用料をどれぐらいもらえるのか、市場の運営権の期限について縛りをかけられないか、和歌山県はこうした方針をどう考えてるかといった質問がなされました。当局からは、金額の提示と、市場の使用期限は設けてないこと、県も協議の場にいつも同席しており、同様の考えであるとの説明でした。

平成28年5月18日、委員会開催。出席、議長と委員7名、1名欠席です。町当局からは課長以下3名です。これは当局からの開催の要請があり開会をしております。当局より、地域経済活性化支援機構による勝浦漁協への再生支援が決定した旨の報告と、再生支援の対象事業者は勝浦漁業協同組合、再生支援対象事業者とともに再生支援の申し込みをしたのは主力金融機関の農林中央金庫と事業引受先の和歌山県漁業協同組合連合会——県漁連のこと——であること。事業再生計画の基本方針は、販売事業を県漁連に譲渡、所有する漁協の関連不動産は町に譲渡し、町が新たな市場開設者となる。事業譲渡引受者の県漁連が町から使用許可を受け、市場の運営に当たること。県漁連、町、その他市場関係者により構成される市場運営委員会——仮称——を設置し、経営管理体制のチェック機構として、町としても働きかけをしていくという説明がされました。

審議に入りまして、委員からは、県漁連から得られる市場使用料についてや今後の施設整備については県漁連も負担をしてくれるのかなどの質問がありました。当局からは、市場の水揚げの0.3%で使用料を調整しているとの返答がありました。仮に売り上げが60億円としたら、1,800万円——年間——ということになります。施設整備については県漁連も一部負担するとか、使用料の上積みができないかなど、今後折り合いをつけていくとの返答がありました。

委員長としまして、ルールが敷かれてしまい、これに乗っていかないといけないことはわかるが、議会としては、やはりこうあるべきだったのではないかという意見も持っていたということ。また、町としては、町民の理解を得るためにも、ここまでは交渉の結果頑張った町の利益を確保できたと言える部分と、反対に、そうじゃない部分、メリットとデメリットを明らかにして、しっかりと説明する義務があるということをおっしゃっていただきました。

そして、当局退出後、今後の委員会のあり方を話し合い、再建協議の行方を見守るため、12月議会までは、この特別委員会を設置しておくことを確認して終了しました。

そして、昨日、6月14日、中間報告の内容について確認のため、委員会を委員のみの出席で行っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 委員長の報告に対して質疑を許可します。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 委員会としては、かなりいろいろ町のほうに要望出してくれてるんやなあと思うんですけど、委員会の中で例えば開設権と運営権、全く町内漁協にかかわってないんで、私は、どういうことがもう中で話されてて、簡略的にお話聞いただけではちょっとわかりにくいんですけど、機構ですか、機構のほうに結局は開設権と運営権が、市場開設権は県が出されてる、運営権は機構ですか、何というんやったかな。

〔「REVIC」と呼ぶ者あり〕

うん、REVICですか。これ開設権というたら、委員会の中で例えば県漁連と施設整備の分担の割合を話しされたというんですけど、例えばこれからREVICは、町のホームページも載ってたかな、これ、勝浦漁業協同組合に対する再生支援決定についての文章の中で、管理衛生型の市場にするとかという、そういう話もちろっと出てたんですけど、市場施設の分担の割合とかというのはどういうふうに話しされたんか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

もう一つ、後で議長なんですけど、これ全く町内漁協に関してないこと、3回までですか。

○議長（中岩和子君） これ町内漁協に関することしか。

○12番（東 信介君） わかるんですけど、3回までですか、質問。

○議長（中岩和子君） はいはいはいはい。

○12番（東 信介君） 済いませぬ。その辺いただければ。

○議長（中岩和子君） はい。

○那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長（曾根和仁君） お答えします。

ちょっと確認ですけど、町が開設権を得て、運営権が県漁連ということですね。

それで、今東議員さんが質問されました、町が不動産ですとか施設を取得した後の、後、施設をどうやって、REVICの報告では衛生管理型のよい、そういう施設にしていくというんですけど、それをどこがどういう負担でやっていくかということなんですけど、それについて特別委員会でも質問が何人かの委員からなされて、先ほど委員会報告の中でも述べさせていただいたんですけども、当局からの返答、そのときの返答は、基本、町の施設になるんで、町がやっていくこと、義務は負うんですけども、ただ、大きな金額がかかるものについては、小さな、ちょっと待ってくださいよ。だから、2通りあって、町と市場でお金を出し合うてやっていくもの、そんな大きな額じゃないものはそうやって直すこともありますけど、大きな施設整備でお金がかかるのは、町が起債をしなければいけないので、もう町が負担する。そのかわり、その使用料を、今年間0.3%とかというのを、この年はじゃあたくさん、大きな施設整備をするんでちょっと上げてもらうだとか。だから、そういうことは今後協議の中で折り合い

をつけなければいけないという、そういう返答を受けております。

〔8番引地稔治君「大きな事業はその都度協議していくちゅうことやね。町がやっぱり負担するということは言ってない。県漁連と町と協議した上で、それは」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 先ほどの委員長の報告の中でも、これ県漁連ばかりおいしいとこ持ってったんちゃうんというような感じがあるんですけど、施設持ったある、開設権のある那智勝浦町というのは、運営者というのは、何らかの開設者に対してメリットというんですか、開設者が運営者に対して何らかの枠をかけないと、これから先、例えばすごい施設整備にお金がかかって、それその都度交渉次第や言うんですけど、何らかの形で運営者の県漁連のほうにこちら何か持ってなかったら、例えば町の施設を使って運営者というのは、多分施設運営とかなんとかという、卸売市場法か何かあると思うんですけど、それで開設者は運営者の許可を取り消せれるとかという項目もあるんですけど、例えば先ほど言われてた、期限を切ったらどうなのか。今まで那智勝浦町がやってたように、市場に援助をしてたような形で、やってくれて納得できるようなもんであったら結構なんですけど、それが納得できんようになったら、開設者は運営者に対して、もうあなたの運営ではまずいですよ、だめですよ、かわってくださいよというふうな形のことは委員会の中で協議されたんですかね。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長（曾根和仁君） お答えします。

今質問にありましたように、使用期限、そういう縛りをかけられないかという意見も何回か複数の委員から質問が出されまして、当局からは、期限は設けてないということでした。今、東議員が言うたように、何か不備があったときに使用許可を取り消すような、そういうことができるのかというような質問はなかったように記憶しております。ですから、今後市場運営委員会というのが設けられるので、そこでそういうことはまた今後協議されるのではないかと、決定していくのではないかなあと考えております。

〔「委員会報告で不確定なこと言うたらあかん」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 不確定なことというのは。

〔「審議してなかったら審議しないで」と呼ぶ者あり〕

ちょっと待ってくださいね。

審議してあるか、してないかということだけ。

○那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長（曾根和仁君） 不確定なことをちょっと申し上げてたところがありましたので、もう一度言いかえますけども、その使用期限は設けてありません。委員の質問に対して、当局からは設けてないということですね。使用許可の取り消し、こうなったら取り消しがされるだとか、そういうことについては審議されてません。

委員から意見を求めて、当局から答えるということとはしてません。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 何らかの施設整備とかにお金がかかるようになってくるんですね、これから。そして、開設権だけどうぞ、0.3%の賃貸料だけで、これからどんどん新しくなって、これから先、お金が要れば要るほど、交渉で運営者と協議とか、漁協自体との協議とかということになってるんですけど、何かどっか担保とるようなことを要求して、強く要求というのはなかったんですかね。何か例えば、お金だけ出してるんやから、もうちょっと頑張ってくれよ、そうやなかったら、こちらもあなたの運営の権利はとめますよというような、委員会として町のほうに働きかけてくれたんやと思うんですけど、強い態度で働きかけてくれたんかなあという、その辺ちょっと。今、先ほどの、済いません、追加で、3回だけなんで、その辺の結果と、委員会としての立場としても、決定事項がこうせなんだら当局もだめですよということじゃないと思うんですけど、うんと強く言っていただけたんかというのと。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長（曾根和仁君） お答えします。

委員会としましては、5月に再生支援の方向がもう決まったという当局からの報告を受けるまでは再三にわたり、町が直接市場運営にかかわり、県漁連ではなくて、市場運営にかかわるべきだという要望をもう何度も強く出すことで町の利益を図るという、そういう意味で要望を再三してきました。そして、今の方向が決まった後につきましては、市場運営の手数料、県漁連から得られる手数料をなるべく多く取ることで町の利益が得られないかという質問は各委員からなされて、先ほどの当局からの0.3%で調整してるという返答を受けております。

〔12番東 信介君「12番、議事進行」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） はい、議事進行。どうい。

○12番（東 信介君） 先ほど委員長の報告を受けて、この議案第47号の議案なんですけど、質疑終わってますよね、もう。これから先、質疑なしで議案第47号行くわけでしょ。

〔「質疑があります、質疑が」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） はい、質疑です。はいはいはい。

○12番（東 信介君） 終わってますよね。

○議長（中岩和子君） はいはい。

○12番（東 信介君） これ新たな委員長の……。

〔「質疑から」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 議案第47号はね。はいはい。質疑から始まります。

○12番（東 信介君） 質疑から始まるんですか。

○議長（中岩和子君） はい。

○12番（東 信介君） この間、質疑終了でという話では。わかりました。それでは結構です。ありがとうございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 私、6月、7月まではこの前回の特別委員会の委員長させてもらっていた

んですが、それまでは、やはり那智勝浦町が開設で、卸売、市場事業の運営も那智勝浦町という方向で来てました。そして、中間報告、要請受けて今話聞いたんですが、それからの話では、使用料をいただくと、使用期限は設けてないと。あと聞きたいのは、この使用料の分は0.3%って言ってますけど、市場手数料自体は今4%になってるんですよ。水揚げ額の4%というのが市場収益になってると思うんですけど。そして、期限を切って、船主さんをお願いして、3%を4%に上げてる状態であったんですよ。それは何年間ですかと言うたら、10年間で言ったんですよ。その10年間はいつですかと言うたら、もう切れてますということだったんですよ。だから、この3%、仮に那智勝浦町が0.3%で言うた場合に、その1%の分というのが、今回開設者がかわったとしたら、なら市場の収益というのは水揚げ額の3%になるんか、4%になるかでもあると思うんですよ。そこら辺も、日にちも切れたあるけど、このまま4%で行くという方向みたいな感じなんですけど、そこら辺は、また0.3%もらう、もし4%もらうんやったら0.5%下さいと。それか、あとは使用期限ですよ。普通、まあ言うたら賃貸で契約する場合には何年という自動更新とか、そういうような計画が、あり方があると思うんですよ、不動産の賃貸借契約する場合に。ある程度、今12番議員が言いやったように、この場合は取り消すじゃなくて、その期限をちゃんと切って、そのときに別に、そのまま更新するという形で契約していくというふうな形が僕はええんじゃないかなと思います。あとは、それで、ある程度のお金を出す以上は、普通、株式会社のときもそうですけど、経営のことにちゃんと監査できる、経営状況を見させていただける、またある程度これこういうふうにしたほうがいいんじゃないかということも言えるような、経営参加みたいなもんある程度あるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどう考えてるか、お聞かせください。

○議長（中岩和子君） 考えてるではあかんね。

○1番（荒尾典男君） どういうふうこれからやっていくかっての、審査、聞いてください。お願いします。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長（曾根和仁君） お答えします。

今、荒尾議員から質問がありました、入港手数料の4%だとか、そういうことについては審議を、そういう内容を受けて、だからどうだというような形の委員からの質問はございませんで、先ほどの繰り返しになりますけど、市場の使用期限をとにかく設けることで県漁連に対してやっぱりプレッシャーをかけるという、そういうことをやるべきだという意見は再三委員から出されたんですけども、もう設けないということで決まったという当局からの返答がありまして、それは再三要望はしたんですけども、それ以上の返答は受けておりません。

〔8番引地稔治君「議事進行。済んません。8番、議事進行です。議長」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 今の委員長の答弁のときに、荒尾議員のときに、入港手数料とか、そういう間違った言葉あったじゃないですか。入港手数料が4%だけとか。いや、入港手数料じゃな

いんですか、あれ。

○議長（中岩和子君） 水揚げ。

○8番（引地稔治君） 整理したいので、ちょっと休憩してください。

○議長（中岩和子君） ちょっと休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時57分 休憩

10時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

7番曾根君。

○那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長（曾根和仁君） 失礼いたしました。私の発言した語句の訂正をさせていただきます。

入港手数料4%というような発言をしましたけど、水揚げ手数料の間違いであります。あと一緒ですね。3%、0.3%の手数料のことですとか、市場の使用期限のことは委員会では当局に強く要望はさせていただいてます。その語句のところが間違っていましたんで、失礼しました。

○議長（中岩和子君） ただいま7番議員から発言の訂正を求められましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、発言の訂正を行います。

次に続いて、1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 今、曾根議員から答弁いただきましたが、使用期限を求めていくんですね、特別委員会としては。

それと、使用期限、普通、賃貸借契約の場合は僕らも一般的にしますけど、そのときには、さっきも言うたけど、使用期限を設け、そしてまたある程度出資して、いろんな面で金銭的な部分を出す場合は、株式会社もそうやけど、やっぱり経営に関する監査権みたいなもん必要やと思うんですよ。そこら辺ではもうやっぱり当局側のほうに言うて、ここの議会では、多分、先ほども言いやったけど、委員会のほうでも、僕のと時の場合はもう当局側のほうには、できれば特別委員会では開設権と、そして運営権は町がと言いやったのがこう変わってきて、いろいろと、REVICですか、支援機構とか、そういうなものもできたんで、ある程度委員会のほうの内容としたら変わってきていると思うんですよ、僕たちのときより。ただ、そうやけど、やはり開設権持って、また施設整備とか、そういうなところにある程度的那智勝浦町が出していくという、使用料いただいて出していく、使用料ためて、出さなだめですよ、やっぱり町の町益を考えた場合に。税負担が重なるようなことしたら、やっぱり業者的にいろんな業者がありますからね、那智勝浦町にも。そこだけ特別にするわけにいかへんから、受益者負担ということではしっかりと特別委員会で話しして、しっかりやってもらったらどうですか。その辺

をお願いします。どうなんですか、そこら辺。使用期限のはもう一回。

○議長（中岩和子君） 今、この委員長報告は今までの中間報告なので、中間報告の中で審議したことだけを報告ということになっておりますんで、その点で、今の質疑の中で、中間報告でやってるところの部分だけ委員長報告してください。

〔11番森本曦夫君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

はい。

○11番（森本昇夫君） 中間報告というのはようわかるんや。審議をしたあるか、してないか、ここ今問いやるんや。してなかったら、してないで答えてくれたらいい。

○議長（中岩和子君） はい、その部分だけ、審議してあるか、してないか答えていただく。

〔11番森本曦夫君「そう言うて答えてくれたらええんですよ。そやから、ここの発言をとめるというんじゃないんですよ。でしょう、議長。そんな、ここの審議をとめてするということじゃない。このことしてないかどうか。議会の姿勢、特別委員会の姿勢はこうかくあるべきやないかというて言いやるんです。それをとめると、そんなようなことじゃない。中間報告だけの審議したことがしてなかったら、してない言うてくれたらええんです。そうして答えなあかんね、特別委員長は」と呼ぶ〕

はい、そうです。

〔11番森本曦夫君「そうやろ。そういう整理してくださいよ、あんた」と呼ぶ〕

ただいま、ですから、最後まで質疑を聞きまして、その中で、委員会で今までのやった中間報告の中でできるところを委員長に答えてくださいと言うてる意味でございます。

〔「議長、何月の委員会でそれを審査してくれましたかて言うのを質疑者が聞かな」と呼ぶ者あり〕

7番曾根君。

○那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長（曾根和仁君） 繰り返しになりますけども、使用期限を設けるということを審査の中で複数の委員から再三要望しております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） あとは経営のほうの監査とか、そこら辺は話はしてるんですか、委員会のほうで。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員長（曾根和仁君） 特別委員会では新しく市場経営に町がどのように監査という形で加わってるかという、そういう件については審査をしておりません。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会中間報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第47号 平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第2、議案第47号平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

第1日目に中断しておりましたので、質疑から再開します。

質疑はございませんか。質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと町長にお尋ねします。

先ほどの委員会報告の中でもありましたけども、私も前は、改選前はこの特別委員会に入ってたんですけども、その時点では開設権は町で、運営権も町というような町長の考え方だったと思うんですけども、それが変わってきた点、ちょっとその点だけ町長に確認したいんです。

そしてあと、この施設面とか町が引き受けるわけですけども、その施設面とか、そして運営等、そういう面について今後県はどのような協力体制といいますか連携を持ってくれるのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

それからあと一つ、10ページの朝日18号線の改良工事なんですけども、等価交換ということで、その方法については何ら異存はないんですけども、ただ、あの消防の前の敷地があれだけなくなってしまうと、きょうも見てきたんですけども、訓練棟だけが残ると、そういうような中で、今後消防の業務に対して支障がないかどうか、その点十分話し合われているのかどうか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

先ほどの公設公営であったものが公設民営に変わってきたということに関してでございますが、作業部会のほうで話している中で、公設公営の話がかなり進みにくい状態であったものを、県の提案でもありまして、県漁連が運営するという形をとる方向、それから農林中金の資金の関係もございまして、そういう道で、方向で協議をしたいということで話し合ってきております。

それから、施設面、それから運営面の県のかかわりについてでございますが、施設面につきましては、当然不動産については町のほうで購入いたしまして、その不動産については県のほうはかかわりはございませんが、当然市場のほかの施設、県有地の施設等もございまして。そういった関係は県とも連携していきたいと考えてございます。そしてまた、運営面につきましては

も、新しい運営委員会というのも立ち上げる予定でございますので、その中にも県がかかわって、入って一緒にやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま3番議員のほうから、等価交換に伴いまして消防署が現在利用している土地が少なくなるので、そういった支障はないのかということなんですけども、この計画案につきましては、消防署のほうと十分協議させていただきました。最終的には、現在消防署が訓練塔を使っている面積の約半分ほどになります。したがって、今までしていた訓練には少しは支障は出るかと思われそうですが、残った面積で何とか訓練塔を利用させていただくように消防署にもお願いさせていただきまして、もう消防署としてもやむを得ないかなあという結論に至っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 施設面ですけども、ほとんどあそこは県有地ですよ。県有地の上に建ってるんですね、あの施設は、全部ね。今度、今回のあれで購入する土地は、ちょうど施設が余りない、駐車場として使ってる、漁協の所有地ですよ。そういうことですね。ですから、この赤い部分で塗られてる部分は全部、施設は引き受けるけども、全部県有地ですよ、これ。町有地はこの中には含まれませんよ。そうですね。ですから、そういうことなんですけども、この古い施設を引き受ける上において、今後改修とか、設備面でいろんなふぐあいが出てくると思うんで、そういう点についても十分、町単独ではなかなか大変厳しいんで、ですから県との連携というか県の協力も得るような方向で頑張っていたきたいと思うんですよ。

そして、別に消防のほうの土地の関係ですけども、訓練については支障がないと、あの訓練塔残るんで。そしたら、あの前に今半分消防車、救急車とかいろいろとめて、あそこで待機してますよね、車庫の中へ入り切れないから。ああいう面のまあ言うたら確保といいますか、そういう点についてはどのように考え方持ってるんかどうか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 消防長峯君。

○消防長（峯 幸生君） 現在、4台あの付近に置いておりますが、それは裏のほうのスペースに移動させる予定としております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、この赤い部分の下の部分については県有地ということで、それから改修につきましても、県の補助等々、県のほうと十分協議しながらやっていきたいと考えてございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。ほかに質疑はございませんか。

11番森本君。

○11番（森本昇夫君） 1点だけお伺いしたいと思います。

この市場の購入する不動産ありますね。これで、今度冷蔵庫を建てようとする宅地は買収、買うんですね、うちが購入するんですね。そうして、この赤塗りの部分は無償でいただけると、こういうことであるわけですね。この中に、今の漁協の冷蔵庫が赤塗りの中に入ってませんか、入ってますか。一回お答えいただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

青塗りの部分につきましては、新しい冷蔵庫の建設予定地の隣になってきます。新しい冷蔵庫の建設予定地につきましては、既に寄附をしていただいておりますので、この塗っている隣の白い部分が、予定地と書いてる部分はその寄附していただいた土地になってございます。そしてまた、赤い部分のうち大きな四角した右の下のほうですけども、こちらについては旧の冷蔵庫ということで、これも含んでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本昇夫君） この冷蔵庫、無償でもうていいんですけども、短期間使うんやったらいいと思いますけども、将来うちが持って解体するとかいろんなことが出てきた場合にどないするんですか、これ。大変なことじゃないですか。そやから、いただけるんだったら、その使用期間終えてから、解体してから下さいよと、こういうふうな条件つけたらどうですか。いや、もう実質上使ってるんですから、使わせてもらわないかんと思いますけども、そやけど、将来これ使わんようになって、解体するのに何億もかかるんでしょう、これ。違いますか。そこの条件をちょっとつけといていただけんかなあと、こういうふうに思いますけども、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

当初、私どもといたしましても、この冷蔵庫につきましては引き受けることはちょっとできませんということで、いろいろ協議してまいったところでございます。そういった中で、今回、9月末をめどに漁協さんのほうが切りかわるということで、この冷蔵庫につきましては漁協さんが持っておられます。そうすると、これは誰のものでもなくなるわけでございます。そうしますと、この冷蔵庫というのは使えない状況になってくるので、誰かが持たなあかんということになってきます。そしてまた、そういった中で、うちのほうで引き受けざるを得ない状況になりました。そしてまた、議員おっしゃいますとおり、これ解体するとなるとかなりの金額が要ってまいります。ですので、新しい冷蔵庫できるまで使って、それから解体につきましては、急いでその解体するというようなことは考えておりませんでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本昇夫君） ようわかるんですよ。これはもう誰でもわかることだと思います。解体せんと置いとくというのは大変なことなんです。観光会館でもそうでしょう。解体したいんやけど、金がないからできんと、こういうこと。あれも、漁協の冷蔵庫もお荷物になりますよ、使用、終わったら。でしょう。そこらの、せつかくこういう機構の中で検討されるんだしたら、こういうものも整理して、きちっと、使用やめたらこうするんだと、こうして支援してもらうんだ、こういうことまできちっとやっというてもらわなしたら、お荷物だけもらうようなことでは僕はあかんと思いますわ。そやから、簡単に、これは無償やさかいもうて、新しい冷蔵庫できたら何にもならんのです。役立たんでしょう。もうこれは新しい冷蔵庫早急にやってくれるということなんですから、こころあたりはもうちょっと当局もこの協議会の中できちっと定めていただかなければならないと僕は思うんですよ。じゃないと、もう今回の何も予算書も僕はあかんと思うんですよ。審議できんと思う。もう一遍お答えください。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、旧冷蔵庫につきましては、使用が終われば、おっしゃるとおりお荷物的なものになってくるのかなあとと思いますが、いろいろ当局のほうも考えてございまして、冷蔵庫も今新しいほうと古いほうとございまして。また、新しい部分につきましてはまだまだ使える部分もございまして、そういったものを使って、そしてまた新しい冷蔵庫つくるときにその部分カットでもできないかと、いろんな検討もしているところでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本昇夫君） 課長、僕はそんなこと聞いてへんで。あんた、答弁間違えてない。そら、今使いやる中で使えるものは使う、新しい冷蔵庫へ移動するんやと、そんなことわかりますよ。僕はそんなこと聞いてへんで。そやから、将来お荷物になったらあかんから、この際きちっと決めといてもうて、あいたときには、使用せんようになったときはきちっと整理してもらう方法を、費用分担も含めて、検討しといて、協議しといてもらわなしたら、つい、このものだけを、今のところは使わせてもらわなから仕方ないとしても、使用せんようになったら大変な荷物になりますよ。何億もかかるでしょう、解体は。そういうこと考えたら、この協議会の中の人、これ無償でもらうんやけど、できるまで貸してもうたらええよと。あとはそらもう、県がとってくれるんか、うちがとるんか、県漁連がやるんか知りませんが、そこらあたりのきちとした定めをしといてもらわなあかんと思う。後の荷物だけがこっちかぶさってくるようなことでは、やっぱり行政ももうちょっとやってもらわなあかん、かように思いますんで、お願いします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、確かにそういうことになろうかと思えます。ただ、今回のこの流れの中では、この機会を逃すと漁協の再生も難しいということにもなります。そういう意味で

は、ある程度譲歩した形になってます。その辺について、今後はまた県ともいろいろなこの協議の中ではそういうことも含めて進めたいと思っております。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 委員会でどういうことを話したんかというのは今先ほど聞かせていただき、いろいろ疑問が出て、何点か質問したいと思います。

これ根本的にこのREVICが言われてる市場開設権と市場運営権というのはどういうものなのか、誰に許認可があるんか。多分、この市場運営権というのは公共施設運営権か何かだと思んですけど、これは施設を持つてる人が運営の権利を出せるみたいなことをちょっと思ったんですけど、それが1点と、経営管理の委員会ですか、これどこが設置し、どこに委員の任命権があるんか。この委員会は市場運営権に対して何が言えるんか。

それと、先ほど言われてた0.3%の使用料で、これから施設整備せなあかんとときに、その都度協議して、多分これは漁協と県漁連と協議して行こうというんですけど、例えば莫大な金額、先ほど冷蔵庫の解体とか、県漁連がこれお金ないよ言うたらうちが出さなあかんことになるのかな。また、県との関連のどこ、先ほど3番議員も言われてた、県はどこまでやってくれるんかという確約をとるか、そういうことできんもんか、ちょっとその辺お聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

許認可の関係でございます。開設権というのは、市場を開く権利でございます。そしてまた、運営権というのは、その上でその事業を運営する権利でございます。認可のほうは県のほうが認可をしてございます。

そしてまた、市場の運営委員会でございますが、これはどこが設置するかということでございますが、もちろんこちらについては開設者、それから運営者、両方で設置するというところでございます。そして、この中では、現状は町、それから県、市場関係者、有識者ということで、これからその委員については検討していくということでございます。そしてまた、内容、何が言えるのかということにつきましては、市場の運営全体のことについて言えるのかなと思っております。

そして、施設の整備でございますが、当然大きな施設の改修となりますと単独の事業というのはちょっと考えにくいのかなあと思っております。補助事業、あるいは起債の事業となってしまう。例えば運営者、県漁連に出す体力がないということになりますと、役場のほうで起債なりを起こして、数年かけてそれを償還していく中で、使用料等で支払っていただくというようなことをこれから協議していくところでございます。

以上です。

〔12番東 信介君「答弁漏れで」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） はい、1つね。

〔12番東 信介君「運営者、市場運営は誰が許可出せる」と呼ぶ〕

〔「県」「開設権、運営権」と呼ぶ者あり〕

運営権言うたやろ。

12番東君。

○12番（東 信介君） これ今の現状やったら、多分、施設持つてるのは県なんやさか県が出せるんやと思うんですけど、土地は県やねんけど、施設がうちになった場合、市場運営権というののうちが出すことになるんちゃうん。これ多分公共施設運営権というて、施設を持ったある人が出す権利やと思うんですけど、これ施設、うち無償譲渡、町譲渡された場合、市場運営権の出せれるののうちになるんちゃうんかな。その辺ちょっと。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

県のほうからはそういうふうには聞いてございませんで、あくまでも運営権の許認可については県と聞いてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 3回で終わりそうにないんですけど。多分、卸売市場法か何かにそういうふうに書かれてたと思うんですけど。今は施設は県ですよ。無償譲渡、もらったときは、多分市場、公共施設の運営権で、施設を持ったある人が出す。土地は県が持つたあると思うんやけど。その辺ちょっと一回聞いてもらえませんか、県に。そうやなかったら、例えば0.3%の、うち、施設、賃貸料だけで、これから幾ら県の補助金がある、国の補助金があるというても、真水で出ていく分はすごい大きいでしょう。この間も、施設統合のやつらでも30%しか補助金は出やんというような形になってくるやないですか。真水ですっごい出さなあかんでしょ。これその都度この0.3%の交渉もできるという話をちょっと委員長からの中で報告あったと思うんですけど。協議して、例えば県漁連のほうは出せない、運営者が出せないつうたら、うちが出さなあかんということになったら、幾ら補助をもらっても物すごい、その都度この0.3%の賃貸料も変えていくんか。それと、委員会がじゃああなたの運営はよくないですよ、今まで町がお金を出してた分で運営しているほうがええんちゃうんというたら、その委員会はあなたの運営はだめですよというような停止の決定が出せれるんか、その辺ちょっと聞いてもらいたいですよ。

この委員会はどこが主体になってメンバーを決めていくもんなんか。先ほど言われたら、県が、県から、県漁連から、町から、有識者言うて話もしましたけど、そのメンバーの任命権誰にあるんか。その委員会がどこまで運営者に対して物を言えるのか。その運営じゃだめですよ言うて言えていってけるのか。その辺ちょっとはつきりせんとか何か進みにくいと思うんですけどね。その辺はいかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

施設につきましては、町で買う分については確かに町の施設になろうかと思えます。そして

また、市場につきましては、市場部分につきましては、県が市場としてつくったものでございまして、それをお借りして開設するという形になります。そういったことで、その市場の運営の許可についても通常県の許可となるのではないのかなあと考えております。あくまでも県が国の補助を受けて市場の施設をつくったということでございますので、県の許可やと思いません。また一度県のほうにも確認させていただきます。

〔8番引地稔治君「議事進行、8番」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） はい。

○8番（引地稔治君） それ一番大事なことでよ。みんな、これ縛り、期限の縛りとか、そんなん言いやる中で、開設権はうちがありますよね、今、もう、になりますよね。ほんで、その施設を持った場合に、卸売市場法で運営権は町になると言うんやったら、非常に大事なことやからよ。ここは、はっきり、あるんか、法律であるんか、それ確かめてから、調べて、今はっきりしてください。そうやなかったら、大事なことです。

○議長（中岩和子君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時40分 休憩

11時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

漁協の運営委員会の関係でございます。こちらについては、漁協の運営について透明化を図るという目的でございまして、経営等々に関しまして意見を言えるということでございます。そしてまた、運営委員会の委員につきましては、開設者と運営者、町と漁連によって任命されるということでございます。その中で、運営委員会の中では開設権者が運営者に対して運営権について意見を述べるということではできないようでございます。運営権につきましては、卸売市場法のほうで、県のほうの認可となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

〔「4回目です」と呼ぶ者あり〕

あ、4回目か。

〔「4回目ですけど」と呼ぶ者あり〕

あ、4回目か。

○12番（東 信介君） 構わんですか。

○議長（中岩和子君） ほたら、もう締めてください、それで、はい、もう。

○12番（東 信介君） ラスト1回で。

運営に対して何か那智勝浦町もイニシアチブをとれる手段、例えば施設の賃貸する期限切る

とか、今こっだけ議会から運営に対して心配されやるんやから、経営の委員会の中に議会のメンバーも、例えば経済の委員長とか議長とか、そういう形も入れていただくとか、そういうほうのことを検討していただきたいんですけど、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

運営委員会のメンバーにつきましては、今後、議員おっしゃるとおり、検討していきたいと思えます。

以上です。

〔12番東 信介君「期限」と呼ぶ〕

その期限につきましては、町の施設となる部分、今回補正のほうで買わせていただきます部分につきましては期限のほう切れると思えますので、そちらについても検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第46号 株式会社地域経済活性化支援機構に対する債権の減額譲渡について

○議長（中岩和子君） 日程第3、議案第46号株式会社地域経済活性化支援機構に対する債権の減額譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第46号について御説明いたします。

〔議案第46号朗読〕

議案第46号につきましては、和歌山県信用漁業協同組合連合会に対して実行する損失補償に係る債権1億490万5,000円につきまして、株式会社地域経済活性化支援機構に減額して譲渡を行うに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

株式会社地域経済活性化支援機構に勝浦漁業協同組合の事業再生支援を行わせることを目的として譲渡を行うもので、譲渡の予定価格につきましては2,952万9,255円でございます。こちらにつきましては、換価処分を行いました資産について、各債権者の債権額に応じた金額を株式会社地域経済活性化支援機構が算定した額となっております。債権額の30.1%を予定してございます。

譲渡予定日につきましては、平成29年1月31日でございます。

なお、機構に対する買い取り申込期間は平成28年7月12日までとなっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第70号 財産の取得について

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第70号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長峯君。

○消防長（峯 幸生君） 議案第70号について御説明いたします。

〔議案第70号朗読〕

次のページをお願いします。

参考資料として、プロポーザル執行調書を添付しております。

この車両は、平成5年10月配備の水槽付消防ポンプ自動車と救助工作車が経年による劣化が著しいため更新配備をするものですが、2台を1台にマルチ化するため、指名型プロポーザル方式を採用いたしました。

ポンプメーカー4社を指名し、5月18日、那智勝浦町コミュニティ消防センターにおいてプレゼンテーションを開催したところ、3社の参加がありました。価格、取扱機能、安全性等を総合的に判断し、5月24日付で株式会社モリタ関西支店に決定いたしました。

この車両は、災害発生時には必ず出動し、消火と救助活動を行います。また、緊急消防援助隊にも登録する最も重要な消防車両です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） これポンプ自動車一式とあるんですが、これに附属しての備品もついでのことですか。

○議長（中岩和子君） 消防長峯君。

○消防長（峯 幸生君） お答えします。

備品については全てではございません。現在使用している救助工作車の備品も使います。新たな備品もあります。それを含めて一式という形です。

以上です。

〔8番引地稔治君「必要備品」と呼ぶ〕

はい。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第71号 太田川配水施設（機械・電気設備）工事請負契約について

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第71号太田川配水施設（機械・電気設備）工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第71号について御説明申し上げます。

〔議案第71号朗読〕

次のページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

6月10日に指名業者10社により入札を行い、入札の結果、朝日企業株式会社が落札いたしました。契約金額は1億2,960万円、落札率は91.4%でございます。

なお、10社中6社が辞退でございますが、辞退しました6社からは辞退届が提出されております。

工事概要につきましては、配水池等に流量計、水位計を設置するもので、流量計につきましては、配水池3カ所、中継所1カ所、水位計におきましては、接合井1カ所、配水池1カ所に設置し、また太田川浄水場におきましても、水位や配水流量を監視するシステムを増設し、一元管理するための工事でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第50号 町道の路線認定について（建設常任委員会審査報告）

日程第7 議案第51号 町道の路線認定について（建設常任委員会審査報告）

日程第8 議案第52号 町道の路線認定について（建設常任委員会審査報告）

日程第9 議案第53号 町道の路線変更について（建設常任委員会審査報告）

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第50号町道の路線認定について（建設常任委員会審査報告）から日程第9、議案第53号町道の路線変更について（建設常任委員会審査報告）を一括上程議題とします。

建設常任委員長からお手元に配付のとおり議案審査報告書が議長宛て届いておりますので、局長から朗読させます。

○事務局長（伊藤善之君）

〔議案審査報告書朗読〕

○議長（中岩和子君） 本件について委員長の報告を求めます。

2番左近君。

○建設常任委員長（左近 誠君） それでは、御報告申し上げます。

町道の路線認定3件、町道の路線変更1件の計4件につきまして、平成28年6月9日午前10時から現地視察を行いました。建設常任委員会の委員6名全員と担当建設課です。

視察の結果、4件について全て可決すべきものと決しました。

以上で報告終わります。

○議長（中岩和子君） 委員長に対して一括して質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第50号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

議案第51号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

議案第52号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

議案第53号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時36分 休憩

12時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 選第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（中岩和子君） 日程第10、選第1号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを行います。

第1日目、6月8日に選考委員を指名して、選考をお願いいたしました。その結果が議長に報告されておりますので、議長から那智勝浦町選挙管理委員会委員及び補充員を指名します。

資料はお手元に配付しております。

那智勝浦町選挙管理委員会委員に濱康君、尾林康夫君、廣澤千恵君、小坂直君、補充員に第1順位、久司隆信君、第2順位、嶋比古次君、第3順位、寺本資久君、第4順位、伊藤松枝君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました那智勝浦町選挙管理委員会委員及び補充員を当選者と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、那智勝浦町選挙管理委員会委員に濱康君、尾林康夫君、廣澤千恵君、小坂直君、補充員に第1順位、久司隆信君、第2順位、嶋比古次君、第3順位、寺本資久君、第4順位、伊藤松枝君が当選されました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時59分 休憩

13時16分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 常任委員会報告

○議長（中岩和子君） 日程第11、常任委員会報告を行います。

総務常任委員長より報告を求めます。

3番下崎君。

○総務常任委員長（下崎弘通君） 総務常任委員会の報告を行います。

委員会は2回開催しております。1回目は4月12日に委員会を開催。出席者は委員6人、総

務課です。所管事務調査、町有財産管理について。グリーンピア南紀跡地の与根河池の所有権問題について、市屋区とのこれまでの経過と現状について報告があり、町が平成27年1月5日付でポツダム政令に基づき所有権保存登記を行ったことに対して、平成28年2月15日に市屋区から説明を求められており、現時点でも話し合いによる解決に至っていないとのことです。また、今後維持管理等について市屋区との話し合いが必要との報告がありました。

2回目の委員会は6月9日に開催しております。出席者は委員6名と担当課です。所管事務調査、人権教育施策について。福祉課から、人権尊重推進委員会関係事業についてと住宅宅地資金貸付事業について報告がありました。

消防体制及び施設についてですが、消防長から、消防車両の更新についてと、消防団応援の店制度が発足し、現在10店舗の登録があったとの報告がありました。3月報告以降の火災件数は2件、4月から3月までの救急件数は1,011件、搬送人員は973名です。前回以降のドクターヘリ要請件数は1件、各種団体の防災学習は1回となっております。

次に、学校管理についてですが、生涯学習課から、社会教育、公民館教室の28年度開催計画、社会体育、文化財、図書館関係のこれまでの経過について、今後の予定では、図書館の運営についての意見募集のアンケート調査を実施しているとの報告。文化財関係では、色川の土石流犠牲者供養岩を平成28年6月7日付で町指定文化財に指定したとの報告がありました。学校教育課からは、6月1日現在の児童・生徒数、平成27年度教職員人事異動について、運動会、体育祭の実施状況、色川小中学校は工期内の8月17日に完成予定とのこと。本年度に予定していた那智中学校体育館つり天井撤去工事についてですが、国庫補助金が認められなかったため、来年度まで延期したいとの報告がありました。平成28年度学校教育方針の説明と今後の事業展開について、学力向上推進プランの報告があり、本町の現状と課題についてと28年度の具体的目標の取り組みについて、いじめ、不登校の解消に向けて、学校の取り組みの充実、教育相談事業ほっとルーム等に取り組んでいるとの報告がありました。

税務課からは、地方税回収機構の移管実績状況について、27年度までの町税の予算決算年度別比較表の報告説明を受けました。町有財産管理について、行財政改革について、地震防災対策についてですが、総務課より与根河池の現時点までの状況の報告、下里避難タワー工事の事業状況について、6月中に業者を決定し、7月15日の臨時議会で工事請負契約議案を予定しているとの報告がありました。地方創生推進交付金の申請については、9月に向けて検討しているとのことです。

大学のふるさと協定の調印について、本町と京都橘大学の間で地域交流事業をすることになり、6月3日に調印し、地域資源再評価、観光広報、教育研究連携に今後取り組むとのこと。

那智勝浦町公共施設等総合管理計画について、現況、将来の見通し、課題及び将来的な管理に関する基本方針等について報告説明を受けました。

以上で報告を終わります。

○議長（中岩和子君） 次に、厚生常任委員長より報告を求めます。

1 番荒尾君。

○厚生常任委員長（荒尾典男君） 平成28年6月9日13時30分より厚生常任委員会を開催しました。出席者は担当課と委員全員。新クリーンセンター建設について、大浦浄苑と宇久井尾後地区を視察後、環境衛生について住民課より報告を受けました。

国民健康保険脳ドック助成事業実施について、対象者は40から74歳、対象人数は40名、応募多数の場合は抽せんとのこと。検査費用約6万円が自己負担4,000円で受診できます。委員から、継続事業かとの質問に、田島教授が在院医師に指導しながら継続するとのこと。

新クリーンセンターに関しては、太地町との2町のみ資料と説明がありました。委員からは、将来への財政負担も考え、1市2町の方角も考えるべきとの意見が出され、1市2町の正確な資料提出を要求しました。

病院の経営状況及び診療体制について、医師1名が正職から臨時職員に、1名が6月末に退職予定です。看護部で5月末に1名退職とのこと。和医大への紹介要請に、貴院からの紹介要請には応じられないと回答があったそうです。職員の採用について、看護部門の人員不足から、4月より通年を通じて募集しております。経営状況につきましては、累計で、病院事業収益は、他会計繰入金2億7,513万6,000円、長期前受金戻入4,351万2,000円を含めて、20億3,879万8,000円、病院事業費用は20億547万6,592円で、3,332万1,943円の純利益とのこと。

福祉施設の実態につきまして、南紀園の入所状況は、特別養護老人ホームは定員100名に対し現員96名、うち那智勝浦町50名、養護老人ホームは定員50名に対し現員50名、うち那智勝浦町8名です。

介護保険制度の状況は、平成28年3月31日現在、人口1万6,154人、うち65歳以上6,343人、高齢化率39.3%、人口は前年に比べ296人減です。第1号被保険者6,416人で、昨年より60人増、要支援、要介護認定者数は52人増の1,285名とのこと。

地域包括支援センターの状況について、地域包括支援センターは高齢者の総合的な相談、サービスの拠点で、現在主任ケアマネ2名、社会福祉士2名、看護師2名、ケアマネ2名の8人体制で運営、平成28年3月31日現在の要支援認定者数が425名、3月、サービス利用者数296名、平成27年度介護予防支援収入は1,427万3,340円となっております。

学童保育所設置運営状況について、平成28年4月1日より、旧下里保育所にて下里学童保育所はまぼうを開設し、6月1日現在、指導員2名、児童数7名、夏休み8名で運営とのこと。委員からは、勝浦学童保育所くろしおの児童数の多さに対応する方法や、市野々地区での設置等に関する質疑があり、指導員の増員や、もう一教室使用することを考えており、市野々地区においては調査等をしていくとのことでした。

以上で厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（中岩和子君） 次に、経済常任委員長より報告を求めます。

9 番亀井君。

○経済常任委員長（亀井二三男君） 経済常任委員会報告をいたします。

6月9日9時30分より、出席委員6名全員で、担当課より所管事務調査について報告を受けました。

初めに、商工業の振興について。セーフティーネット保証5号での町が認定した件数は、平成27年度10件で、平成28年度5月末時点では1件となっております。

次に、観光振興及び施設整備について。観光客の入り込み数であります。ゴールデンウィークの入り込み客数は、町長が諸報告で言われたとおりであります。ことしの1月から4月の4カ月連続で前年同期より上回っておりますが、昨年の客数が少なく、ことしは好調と言い切れない状況であるとの報告を受けました。また、平成26年と27年の勝浦旅館組合発表宿泊客を累計比較しますと、平成27年度の9月、10月の国体開催期は大きく増となっておりますが、その他の月はほぼ全月減となっており、前年比では2万1,699人、約3.7%の減となっております。さらに、和歌山県発表の県内主要観光地の入り込み客の推移を見ましても、各地とも宿泊、日帰り客はふえています。本町において日帰り客は72万3,361人で、前年比6万6,317人、10%ふえておりますが、宿泊客は本町だけが66万5,181人で、2万2,530人、約3.7%の減となっております。今後、さらなる観光客を対象としたイベントの開催や誘客活動が重要との意見が出ました。

観光誘客イベント等につきましては、3月20日に第28回旅まつり名古屋2016に29万人の来場者の中、伊勢熊野観光連盟協議会としてブースの出展とパンフの配布を行い、4月15日から17日には宮崎市や市観光協会らで組織する神武東征誘客キャンペーン隊がゆかりの地として来町され、那智大社での正式参拝や滝前でのパレードを実施、4月29日には奈良県平群町で平群町時代祭りに参加し、一刀づくりや振る舞い等を行い、またマグロなどの販売を行ったとのことです。海のない平群町において、マグロのまちとしてPRを行ったとのことです。

また、今後の予定につきましては、各海水浴場の海開きの報告を受けた中で、那智海水浴場において、8月1日から15日まで、昨年に引き続き、最大級エアスライダーの実施と、新たに7月17日から8月28日までの間、スタンドアップパドルボードの体験を有料で行うとの報告を受けました。

次に、農林水産業の振興について。初めに、農林業関係では、1点目として、那智駅交流センター関係では、昨年12月から。浴場再稼働後、本年3月までの丹敷の湯の入浴客数は前年比8%の増となっております。また、重油から灯油にかえたことで燃料費が削減でき、年間にして約100万円程度の削減見込みであるとのことです。

2点目に、鳥獣対策関係では、昨年度実績で鹿785頭、イノシシ218頭、猿34頭、アライグマ15頭、タヌキ4頭の捕獲があったことの報告を受けました。

続いて、水産関係であります。勝浦漁協の水揚げ推移は、前年との累計対比で、まず4月、5月の2カ月の実績では、鮮魚について、前年は入港船251隻、数量197万4,000キロ、単価668円で13億1,936万6,000円、本年は入港船257隻、数量183万8,000キロ、単価695円で12億7,812万7,000円と、入港船は6隻の増、単価で27円上がっておりますが、数量、金額とも減と

なり、金額で4,123万9,000円の減となっております。平成26年度と27年度の累計比では、26年度は入港船1,406隻、数量で1,255万3,000キロ、単価572円で、額は71億8,519万円で、27年度では入港船1,256隻、数量では990万8,000キロ、単価703円で、額は69億6,857万円になり、入港船で150隻の減、数量では264万5,000キロの減、単価は131円の増で、額は2億1,662万円の減となっております。今後とも、外来船の誘客活動が重要との意見が出ました。

また、沿岸では、水揚げ量は15万8,000キロの減となっておりますが、単価が585円も上がり、額では742万8,000円の増となっております。その他、宇久井漁協、東漁協那智、東漁協浦神の魚種別漁獲量の報告を受け、本委員会を閉じました。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（中岩和子君） 次に、建設常任委員長より報告を求めます。

2番左近君。

○建設常任委員長（左近 誠君） それでは、建設常任委員会報告を行います。

平成28年6月9日9時30分より委員会を開きました。出席者、委員会メンバー6名全員と当局担当課であります。

まず最初に、水道課より報告をしていただきました。

水道事業関係では、平成28年度の工事発注入札結果状況の報告を受けました。上水道、簡易水道では、市野々地区内の配水管布設替工事1件と簡易水道統合整備事業の配水施設整備附帯工事と配水管布設替5件と合わせて7件の入札を行いました。入札と契約の報告を受けました。また、太田川配水施設機械電気設備工事は、今議会で追加議案として提出され、可決されております。

次に、水道事業の国庫補助金、交付金の現状の報告がありました。平成28年度は昨年の27年度より予算が厳しく、補助事業から少しでも有利な交付金事業へ移行を行いました。国への要望額に対し内示額の減額の結果となったと報告を受けております。

その他、委員から質問がありまして、人口減少の中、メディア等で報じられているが、広域化の検討はどうかとの問いに、国、県の方向性については、運営基盤の強化を図るために広域化を推進しており、平成27年度から2回程度、県、近隣市町村が集まり、会議を行っているとのことであります。

また、災害時における緊急対応について質問がありました。災害の緊急対応の協定は、那智勝浦町水道工事事業組合と平成23年4月5日に提携しております。地震等災害時の緊急時の対応においては、マニュアルがあり、日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会に応援要請が可能であり、平成23年の災害時には和歌山市管工事業協同組合と那智勝浦町水道工事事業組合に応援要請を行っております。

次に、建設課の関係でございます。

6月9日の現地視察の後、入札関係について、平成28年3月15日の建設常任委員会以降の入札関係であります。5月18日1件、大谷地区残土処分場の整備工事であります。5月30日1件、色川中学校解体撤去工事設計監理業務委託であります。

また、災害関係でございますが、県発注の平成23年台風12号関係では、那智川、太田川、2件は工事中であります。国土交通省発注の8支流のうち7支流につきましては、堰堤が完成し、溪流保全工に着工しております。那智川は堆積工の調整中ということです。

国交省関係についてです。近畿自動車道紀勢線すさみ串本道路につきましては、測量調査中であります。また、串本―市屋間20キロにつきましては、新規事業化を要望中ということです。

県関係、県道那智山勝浦線歩道整備、市野々地区の用地を交渉中。なお、28年度は用地買収予定、物件も含んでおります。県長井古座線整備につきましては、28年度は用地買収及び一部工事にかかるということです。本町分につきましては、2キロメートルということです。

那智湾木戸浦海岸堤防建設について報告がありました。28年、今年度から調査に入り、来年度以降本格的に取り組んでいくとのことであります。なお、委員より、景観に配慮し、利便性も考えて工事を進めてほしいとの要望がありました。

もう一件です。空家等対策の推進に関する特別措置法について。平成27年5月26日より施行されております推進特別措置法でございますが、ただいま県が協議会を立ち上げの準備中ということで、8月立ち上がるということであります。町といたしましても、他町村の動向と方向性を見ながら進めていくということであります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中岩和子君） 以上で常任委員会報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（中岩和子君） 日程第12、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務、厚生、経済、建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について引き続き調査研究を行う必要があるため、次の定例会まで継続調査の申し出が議長宛て届いております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 閉会中の継続調査要求

○議長（中岩和子君） 日程第13、閉会中の継続調査要求を議題とします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について閉会中も引き続き調査を行う必要があるため、閉会中の継続調査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議員派遣について

○議長（中岩和子君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時45分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 第2回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月8日から本日15日まで、議員各位の真剣な御審議、御協力により閉会することができました。まことにありがとうございます。

今議会でも議員各位から述べられました一般質問、質疑等、町長におかれましては真摯に取り組んでいただきますよう強く要望する次第でございます。

天候不順な日が続いておりますが、議員各位におかれましては健康に留意され、ますます御活躍を祈念いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。執行機関各位、議員各位に心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月8日より開会いたしました第2回定例会におきましては、慎重なる御審議を賜り、

御可決、御同意いただき、本日ここに閉会の運びとなりましたこと心から厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、平成28年度補正予算初め関係案件を原案どおりそれぞれ御可決いただきましたこと心から厚くお礼申し上げます。会期中に賜りました御意見等につきましては、十分これを尊重し、よく検討いたしまして、町政運営に遺漏なきようにしていく所存でございます。

先日、2016年版全国地震動予測地図が公表され、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が南海トラフ沿いで上昇しております。那智勝浦町におきましても、厳しい財政状況ではございますが、確実に防災体制の整備を進め、町民の皆様が安全・安心して暮らせるまちをつくってまいりますので、町民の皆様、そして議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

さて、梅雨入りを迎え、すっきりしない天候が続いておりますが、徐々に夏を感じる暑さを感じております。間もなくしますと海開きでございます。ことしも那智海水浴場には、期間限定ですが、エアスライダーを設置いたします。そして、7月14日には那智の火祭り、8月11日には花火大会と、ことしも那智勝浦町の夏は熱く燃え上がります。皆様には、どうか御観覧並びに御参加のほどよろしくお願い申し上げます。

梅雨明けももう少し先のようにございますが、天候不順の折、御自愛いただきますよう祈念申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

那智勝浦町議会議長 中 岩 和 子

会議録署名議員 荒 尾 典 男

会議録署名議員 左 近 誠